農業農村整備事業

農業競争力強化基盤整備事業 (公共)

【66.731(57.999)百万円】

– 対策のポイント -

農業競争力強化を図るため、農地の大区画化や汎用化、農業水利施設の長寿命化やパイプライン化・ICT化等の整備を行い、農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化、高収益作物の導入、水利用の効率化・水管理の省力化等を推進します。

<背景/課題>

- ・我が国農業の競争力を強化するためには、**農地中間管理機構による担い手への農地** 集積・集約化や農業の高付加価値化等を推進することが重要です。
- ・また、**老朽化した旧来の水利システムでは、水管理労力が重荷**となり、**担い手への**農**地集積に支**障が生じています。
- ・このため、農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値 化、高収益作物の導入などの政策課題に応じた整備を行うとともに、老朽施設の機能 診断・補修や水路のパイプライン化・ICT化等の保全・高度化整備等を実施し、水利 用の効率化・水管理の省力化、水利施設の安全性の向上により、農業の競争力を強化 することが必要です。

政策目標

- 〇担い手が利用する面積が今後10年間(平成35年度まで)で全農地面積の8割となるよう農地集積を推進
- 〇基盤整備完了区域 (水田) における作付面積 (主食用米を除く) に占める 高収益作物の割合

(約2割(平成27年度)→約3割以上(平成32年度))

担い手への農地集積・集約化を更に加速化するため、改正土地改良法を踏まえ、新たに農地中間管理機構関連農地整備事業を創設します。

また、現行の事業体系を見直し、農業競争力強化農地整備事業と水利施設等保全高度 化事業の2つの事業に整理統合します。

<主な内容>

1. 農地中間管理機構関連農地整備事業(新規)

農地中間管理機構が借り入れている農地について、農業者の申請・同意・費用負担 によらず、都道府県が農地の大区画化等の基盤整備を実施します。

2. 農業競争力強化農地整備事業

農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化に取り組む地区、農業の高付加価値化に取り組む地区等を対象として、農地の整備等を実施します。

3. 水利施設等保全高度化事業(新規)

農業の高付加価値化や担い手への農地集積・集約化、水管理労力の省力化に取り 組む地区を対象として、農業水利施設の整備等を実施します。 農業競争力強化基盤整備事業のうち

農地中間管理機構関連農地整備事業[新規]

【66,731(57,999)百万円の内数】

対策のポイント -

担い手への農地の集積・集約化を加速化するため、農地中間管理機構が借り入れている農地について、農業者の申請・同意・費用負担によらず、都道府県が実施する基盤整備を推進します。

<背景/課題>

- ・今後、高齢化の進行に伴い、農地中間管理機構への貸付けが増加することが見込まれる中で、**基盤整備が十分に行われていない農地については、担い手が借り受けないおそれ**があります。
- ・一方、農地中間管理機構に貸し付けた所有者は基盤整備のための費用を負担する用意 はなく、このままでは基盤整備が滞り、結果として、担い手への農地の集積・集約化 が進まなくなる可能性があります。
- ・このため、**農地中間管理機構が借り入れている農地**について、農業者の申請・同意・ 費用負担によらず、都道府県が実施する基盤整備を推進します。

政策目標

担い手が利用する面積が今後10年間(平成35年度まで)で全農地面積の8割となるよう農地集積を推進

<主な内容>

担い手への農地の集積・集約化を加速化するため、農地中間管理機構が借り入れている農地について、区画整理等を実施します。

【対象工種】

区画整理、農用地造成

【主な附帯事業】

·機構集積推進事業(推進費)

基盤整備と一体的に農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化を 推進するため、事業費の12.5%等を交付(全額国費)

【主な採択要件】

- ・事業対象農地の全てについて、農地中間管理権が設定されていること
- ・事業対象農地面積:10ha以上(中山間地域等は5ha以上) (事業対象農地を構成する各団地は1ha以上(中山間地域等は0.5ha以上)の連 坦化した農地)
- ・農地中間管理権の設定期間が、事業計画の公告日から15年間以上あること
- ・事業対象農地の8割以上を事業完了後5年以内に担い手に集団化(機構の方針として設定)
- ・事業実施地域の収益性が事業完了後5年以内(果樹は10年以内)に20%以上向 上 等

2. 実施計画策定等

農地整備に必要な実施計画の策定等を実施します。

補助率:定額、1/2等事業実施主体:都道府県等

「お問い合わせ先:農村振興局農地資源課 (03-6744-2208)]

農地中間管理機構関連農地整備事業

- は、担い手が借り受けないおそれ。一方、機構に貸し付けた所有者は基盤整備のための費用を負担する用意はなく、 基盤整備が十分に行われていない農地について このままでは基盤整備が滞り、結果として、担い手への農地の集積・集約化が進まなくなる可能性。 農地中間管理機構への貸付けが増加することが見込まれる中で、
- このため、機構が借り入れている農地について、農業者からの申請によらず、都道府県が、農業者の費用負担や 同意を求めずに実施する大区画化等の基盤整備を推進。 0

1. 事業内容

①農地整備

対象工種:区画整理、農用地造成

附帯事業:機構集積推進事業(推進費)等

【推進費は事業費の12.5%等(全額国費)

②実施計画策定等

内 容:計画策定 等

【実施期間:2年以内】

補助率:定額、1/2等

2. 実施主体

都道府県 等

3. 主な実施要件

- ・事業対象農地の全てについて、農地中間管理権が設定されていること
- (事業対象農地を構成する各団地は1ha以上(中山間地域等は0.5ha以上)の連坦化した農地) ・事業対象農地面積:10ha以上(中山間地域等は5ha以上)
- ・農地中間管理権の設定期間が、事業計画の公告日から15年間以上あること
- 事業対象農地の8割以上を事業完了後5年以内に担い手に集団化(機構の方針として設定)
- ₩ ・事業実施地域の収益性が事業完了後5年以内(果樹は10年以内)に20%以上向上

- [転用防止措置]

- ・農用地区域からの除外は農地中間管理権の存続期間が満了している場合に限り可
- ・所有者が農地中間管理権を解除した場合等には特別徴収金を徴収することが可
- ※ 機構は、農地中間管理権を取得する際及び貸付けの相手方に転貸する際に本事業が行われ得る旨を説明

農地集積を推進 平成35年度までに担い手が利用する面積が全農地面積の8割となるよう

農業競争力強化基盤整備事業のうち

農業競争力強化農地整備事業(公共)

【66,731(57,999)百万円の内数】

対策のポイント

農地の大区画化や排水対策等を実施し、農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化等を推進します。

<主な内容>

農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化に取り組む地区、農業の高付加価値化に取り組む地区等を対象として、農地の整備等を実施します。

1. 農地整備事業

【対象工種】

· 区画整理、暗渠排水、土層改良、農業用用排水施設整備 等

【採択要件】

- ・受益面積:20ha以上(中山間地域等は10ha以上)
- ・担い手への農地集積率50%以上 等

【主な附帯事業】

·調查 · 調整事業

土地利用調整活動、関係農家の意向調査活動等に対する支援

・中心経営体農地集積促進事業(促進費) 農地整備事業の実施地区において、事業完了後の中心経営体への農地集積率に 応じて最大で事業費の12.5%を交付

> 「 補助率:1/2等) 、事業実施主体:都道府県等)

2. 草地畜産基盤整備事業

【対象工種】

・草地の区画整理、暗渠排水 等

【採択要件】

・受益面積:200ha以上(中山間地域は100ha以上) 等

補助率:1/2等 事業実施主体:都道府県等

3. 農業基盤整備促進事業

- ①きめ細かな基盤整備「定率助成]
 - ・暗渠排水、土層改良、区画整理、農作業道等の整備、調査・調整等
- ②農業者の自力施工を活用した簡易な整備[定額助成]
 - ・田・畑の簡易な区画拡大、標準的な暗渠排水(本暗渠管の間隔10m以下)、湧水 処理、末端畑地かんがい施設整備、客土(層厚10cm以上)、除礫(深度30cm以上) 【採択要件】
 - ·総事業費200万円以上、受益者数2者以上、受益面積5ha以上 等

~ 補助率:定額、1 ∕ 2 等 《事業実施主体:都道府県、市町村、土地改良区、農地中間管理機構等)

4. 低コスト農地整備推進実証事業

情報化施工の効果の把握、課題の抽出や、情報化施工のデータや設備を営農に活用するために必要となる取組、情報化施工の横展開を図る手法の検討等を支援

補助率:定額 事業実施主体:都道府県、民間団体

「お問い合わせ先:

1、3、4の事業 農村振興局農地資源課 (03-6744-2208) 2の事業 生 産 局 飼 料 課 (03-6744-2399)

淵 料 岩 删

担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化等 農業の構造改革を図ることが不可欠。 農業の競争力を強化するためには、 を推進することにより、 我が国

農地中間管理機構とも連携して推進。 ・汎用化等の農地整備については、 大区画化

事業内容

: 区画整理、暗渠排水、土層改良、 悝

Н

農業用用排水施設整備

:中心経営体農地集積促進事業 附带事業

【限度額:事業費の12.5%】

②実施計画策定等

【実施期間:2年以内】 郴 :計画策定 種

Η

批 S 揪 型 椞

農地整備事業

を勘案し、必要な生産基盤及び営農環境の整 効率的かつ安定的な農業経営を確保するた 生産基盤の状況等 備と経営体の育成・支援を一体的に実施 め、地域農業の展開方向、

中心経営体農地集積促進事業(促進費)

事業実施主体:都道府県、市町村、土地改良区・対象事業:都道府県営農地整備事業、国営農地再編整備事業・助成割合

国営農地再編整備事業	集約化加算※	十1.0%(計3.2%)	+0.8%(計2.7%)	+0.5%(計2.2%)	+0.3%(計1.7%)
	助成割合	2.2%	1.9%	1.7%	1.4%
都道府県営農地整備事業	集約化加算※	十4.0%(計12.5%)	十3.0%(計10.5%)	十2.0%(計8.5%)	十1.0%(計6.5%)
	助成割合	8.5%	7.5%	6.5%	5.5%
中心経営体	中心経営体 集積率		75~85%	65~75%	55~65%

※中心経営体に集積する農地面積の80%以上を集約化(面的集積)する場合

<整備前>





く整備後>

大区画化により農作業効率が向上



音渠排水整備により水田の汎用性が向上

実施上存

₩ 都道府県

3. 実施要件

- 受益面積20ha以上(中山間地域等においては10ha以上)
 - ・担い手への農地集積率50%以上

洲 浬 吐 些 絮 魏 其 洲

- 農地の大区画化・汎用化等の基盤整備により、担い手への農地集積・集約化や 我が国農業の競争力を強化するためには、 農業の高付加価値化等を図ることが重要。 O
- その際、既に区画が整備されている農地の畦畔除去等による区画拡大、暗渠排水、客土、除礫等の簡易な整備については、 <u>農業者の自力施工を活用</u>し、安価かつ迅速に実施することが有効。
 - このため、農地中間管理機構とも連携しつつ、地域の実情に応じたきめ細かな農地の整備等を推進。

. 事業内容

①きめ細かな基盤整備(定率助成)

作業道、農業用用排水施設、農用地 の保全 区画整理、 土層改良、 暗渠排水、 基盤整備

権利関係、農家意向、農地集積、基 盤整備等に関する調査・調整 調査調整

64

指導・助言活動、施工実態の把握、 外部監査 等 標 • 症

舭 Ø 補助率



農作業道の整備

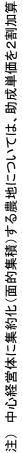
2. 実施要件

- 農業競争力の強化に向けた取組を行う地域
 - 総事業費200万円以上
- -0004
- 受益者数2者以上 受益面積5ha以上

助成単価は現場条件等に応じた標準的な工事費の1/2相当 * ②整備済み農地の簡易な整備(定額助成)

(備考	n ()は水路変更(管水 ()は水路変更(管水 () 路化等)を伴う場合 () () () () () () () () () () () () ()			助成単価の加算 			a a) ()は樹園地の場合	a		
助成単価 【主なもの】	12万5千円/10a (25万円/10a)	5万5千円/10a (17万5千円/10a)	3万円/100m	15万円/10a	10万円/10a	7万5千円/10a	15万円/100m	15万5千円/10a (24万5千円/10a)	11万5千円/10a	20万円/10a
条件	高低差10cm超 表土扱い有	高低差10cm以下 表土扱い無	世 解除 去のみ	バックホウ	トレンサオ	掘削同時埋設	バックホウ		上次mo11星層	深度30cm以上
事業種類	田(畑)の区画拡大			暗渠排水		湧水処理	末端畑かん施設	各十	除礫	

区画拡大前



果施土体 რ

都道府県

市市市市

区画拡大後

低コスト農地整備推進実証事業

- ICTを活用する<u>情報化施工</u>は、<u>高効率・高精度な施工を実現</u>するものであり、<u>作業員の高齢化や人員不足等</u> への対応も踏まえ、農業農村整備事業においても積極的に実施していくことが必要。
- 都道府県が行う農地整備事業において<u>情報化施工をモデル的に実施</u>し、その<u>効果を実証</u>するとともに、<u>課題</u> 等を分析・整理した上で、普及・推進方法等の検討を行い、低コスト農地整備の実現に向けた取組を推進。

指導·助言

データ等

の共有

1. 事業内容 🗕

①:情報化施工の効果や課題の調査、営農への活用

〇助成内容

- ・情報化施工の効果の把握や課題の抽出、 営農面への活用等の調査・検討に要する 経費
- ・情報化施工によるデータや設備を営農に活用するために必要な経費 (GNSSアンテナ網や附帯設備(GNSS対応

の自動制御機のリース)の試験導入など)

【 限度額:10,000千円/地区 】

②:情報化施工の実施に対する指導・助言、横展開を図る手法の検討

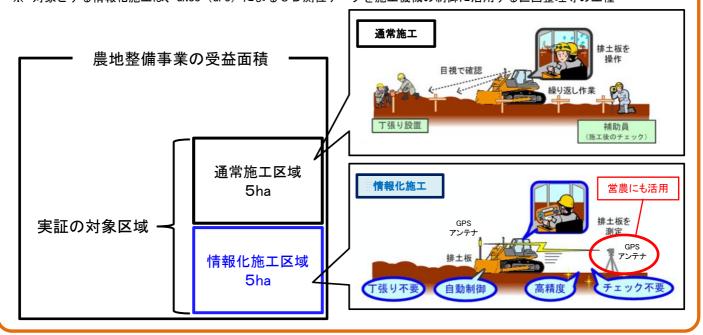
〇助成内容

- ・情報化施工の実施に対する指導・助言に要する経費
- ・都道府県の調査・検討結果等の分析・整理、 効果の検証に要する経費
- ・横展開を図る手法の検討及び成果のとりま とめに要する経費

【 限度額:20,000千円 】



※ 対象とする情報化施工は、GNSS (GPS) による3D測位データを施工機械の制御に活用する区画整理等の工種



2. 実施主体

①については、 <u>都道府県</u>

②については、 **民間団体**

3. 実施要件

- 〇 都道府県営農業競争力強化基盤整備事業を実施中の区域内であること
- 情報化施工の取組面積を5ha以上とし、対照区として同面積の通常施工区域を設けること
- 本事業で導入した情報化施工によるデータや設備を営農等に活用 し、そのデータ等の提供を3年以上継続すること
- ※ GNSS(Global Navigation Satellite System)とは、米国のGPS、ロシアのGLONASS、欧州のGalileo、日本の準天頂衛星(QZSS) など、それぞれの国や地域が構築している測位衛星とそれらを補完する静止衛星システムの総称

農業競争力強化基盤整備事業のうち

水利施設等保全高度化事業(公共)[新規]

【66,731(57,999)百万円の内数】

対策のポイント

農業水利施設の整備や長寿命化対策に加え、畑地化・汎用化やパイプライン化・ICT化等による水利用の効率化・水管理の省力化に向けた整備等を行い、農業の高付加価値化や高収益作物の導入、担い手への農地集積・集約化等を推進します。

く主な内容> (下線部は拡充内容)

農業の高付加価値化、担い手への農地集積・集約化、水管理の省力化に取り組む地 区を対象として、以下の農業水利施設等の整備を実施します。なお、一般型、特別型 においては、農村地域防災減災事業の事業メニューを併せ行うことが可能です。

1. 一般型

基幹水利施設の整備や長寿命化のための補修・補強等を実施します。

【主な採択要件】

受益面積:200ha (末端支配面積は100ha) 以上 等

補助率:1/2等事業実施主体:都道府県

2. 特別型

①高収益作物を導入した営農体系への転換に必要な畑地化・汎用化、②農地集積・ 集約化に資するパイプライン化やICT化による徹底した水管理の省力化、③畑地帯に おける総合的な整備、等を実施します。

【主な採択要件】

受益面積:20ha (中山間地域は10ha) 以上 等

【主な附帯事業】

- ・産地形成推進事業(①の場合に限る) 高収益作物の作付面積増加割合に応じて事業費の最大12.5%を交付
- ・農地集積促進事業(②、③の場合に限る) 中心経営体への農地集積率、集約化率に応じて事業費の最大12.5%を交付

補助率:1/2等 事業実施主体:都道府県等

3. 簡易整備型

簡易な農業水利施設等の整備を実施し、水管理・維持管理の省力化を図ります。 【主な採択要件】

·受益面積: 5 ha以上 等

補助率:1/2等

事業実施主体:都道府県、市町村、土地改良区等

4. 実施計画策定事業

施設を効率的に活用するための調査・計画策定等を支援します。

補助率:1/2、定額等

事業実施主体:都道府県、市町村、土地改良区等

採択期間:平成30年度まで

[お問い合わせ先 農村振興局水資源課 (03-3502-6246)]

水利施設等保全高度化事業

- 農業の高付加価値化や担い手への農地集積・集約化等の推進が不可欠であるこ 、等が必要。 農業水利施設の安定的な機能の確保に加え、維持管理コストの低減や高収益作物の導 我が国農業の競争力を強化するためには、 \bigcirc
- 農地の畑地化・汎用化やパイプライン化・ICT化等による水利用の効 率化・水管理の省力化、畑地・樹園地の高機能化に向けた整備等を実施。 このため、農業水利施設の整備や長寿命化対策に加え、

① 一般型

基幹水利施設の整備や補修・補強等の長寿命 化対策

【実施要件】受益面積200ha以上、

末端支配面積100ha以上等 【実施主体】都道府県 【補助率】1/2等

② 特別型

基本 【実施要件】受益面積50ha(中山間地域等10ha)以上、末端支配面積なし【実施主体】都道府県等 【補助率】1/2等

<産地収益力向上型> 〇高収益作物導入促進型

高収益作物を導入した営農体系への転換に 必要な畑地化・汎用化

【実施要件】

高収益作物の作付面積割合が5%ポイト増加 下限値2ha(中山間地域にあっては1ha)以上

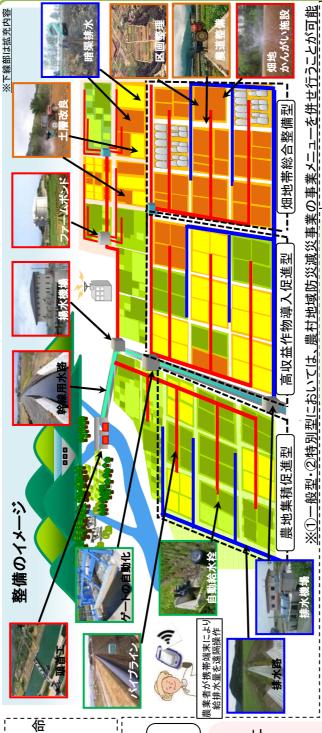
主な附帯事業

〇高度土地利用調整事業

関係農家の意向調査、水利用・土地利用・作付 調整活動栽培技術指導等

〇産地形成促進事業

							_
助成割合	高収益作物導入支援型	12.50%	11.25%	10.00%	8.75%	7.50%	6.25%
	国営事業※	10.40%	%9E'6	8.32%	7.28%	6.24%	%065
面積増加割合		10%ポイント以上	9%ポイント以上	8%ポイント以上	7%ポイント以上	6%ポイント以上	5%ポペイント!!! F



〇畑地帯総合整備型

畑作農業経営の安定に資する総合整備 〈畑地帯担い手育成型】

【実施要件】農用地の利用集積が一定要件以上 図られること等

畑地帯担い手支援型】

【実施要件】受益面積30ha以上、担い手戸数又は 経営面積の割合が10%以上等

主な附帯事業 〇中心経営体農地集積促進事業

 ○高度土地利用調整事業 中心経営体 関係農家の意向調査等 無積率 ※1 国営水利シス子与編編業 15~85% (農地集籍促進型) 15~85%

※ I 国当小小リンペナンも特別等様に建型)
※2 中心経営体に集積する農地面積の80
※以上を集約化(面的集積)する場合
55~65%
55%

※国営かんが、排水事業(高収益作物導入促進対策)

(3) 簡易整備型

<u>③ 同郊 年 隔 等</u> 簡易な農業水利施設等の整備 【実施要件】

> パイプライン化、水管理のICT 比等の水管理省力化整備等

<農地集積促進型>

、公益面積5ha以上、 受益面積5ha以上、 総事業費200万以上等 【実施主体】都道府県、市町村、

土地改良区等 【補助率】1/2等

(中山間地域等20ha→10ha以上)

農地集積率50%以上等

(実施要件)

※面積要件緩和

[母亲 ^{農地集積促進型、畑地帯担い手育成型}|| ◆ **少 実施計画策定事業** (~H30)

調査・計画策定等の支援 【実施主体】都道府県、市町村、 土地改良区等

> +4.0%(計12.5%) +3.0%(計10.5%) +2.0%(計8.5%) +1.0%(計6.5%)

> > 7.5%

+1.6%(計9.1%) +1.3%(計7.8%)

工心改足【補助率】1/2等、定額

農業農村整備事業

農村地域防災減災事業(公共)

【50,827(50,827)百万円】

- 対策のポイント ―

地震・集中豪雨等による災害を防止し、農村地域の防災力の向上を図るための総合的な防災・減災対策を実施します。

<背景/課題>

- ・安定的な農業経営や安全・安心な農村生活を実現するためには、農業用施設の整備状況や利用状況等を把握し、農村地域全体における災害対策上の課題を整理した上で、地域の実情に即した整備を実施することが重要です。
- ・また、全国各地で発生するおそれのある多様な災害に対して、緊急性や重要性の観点 から**優先度に応じて事業を推進**する必要があります。
- ・このため、**総合的な防災減災計画に基づき対策を実施**し、効果的に農業生産の維持や 農業経営の安定、環境保全を図り、災害に強い農村づくりを推進します。

- 政策目標

- ○湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積
 - (農地及び周辺地域の面積 約34万ha (うち農地面積 約28万ha) (平成32年度))
- 〇ハザードマップ等ソフト対策を実施した防災重点ため池の割合

(約5割(平成27年度)→ 10割(平成32年度))

<主な内容>(下線部は平成30年度予算における拡充内容)

1. 防災・減災対策にかかる計画の策定(調査計画事業)

農村地域の防災・減災対策にかかる計画の策定とそのために必要な耐震性等の調査、地域排水機能強化計画の策定等(二次災害が想定される施設の調査計画については定額助成(平成30年度まで))

2. 農業用施設等の整備(整備事業)

自然的、社会的要因で生じた農業用施設等の機能低下の回復や災害の未然防止を図るための整備(ため池整備(防災重点ため池の豪雨対策・地震対策、<u>長寿命化対策</u>、廃止等)、湛水防除、<u>地盤沈下対策</u>、石綿管対策、地すべり対策、農村防災施設の整備、地域防災機能の増進)、防災機能を維持するための長寿命化対策の実施等

3. ため池の管理体制の強化(体制整備事業)

ため池における災害の発生を未然に防止するために必要な監視・管理体制の強化、 緊急的な防災対策、<u>二次被害が想定されるため池の廃止</u>、整備を進めるために行う権 利関係の調整 等

補助率:1/2、55%、定額等

事業実施主体:都道府県、市町村、土地改良区等

[お問い合わせ先:農村振興局防災課 (03-6744-2210)]

(抓荒) 農村地域防災減災事業

- 農村地域の総合的な防災減災計画に基づき、優先順位に応じて各種防災・減災対策を一体的に推進。
- ため池の豪雨・地震対策を着実に進める一方で、施設長寿命化計画に基づく長寿命化対策や使われなくなったため池の廃止 などを組み合せることにより、計画的な取組を促進。
- 農業用用排水施設や農道を補強するなどして、災害に対する脆弱性を補うことにより、<mark>地域の防災機能を増進</mark>。

総合的な防災減災計画に基づき、優先順位に応じて以下の防災・減災対策を推進

事業内容

① 計画の策定 (調査計画事

なが、 耐震照査、計画策定、ハザードマップ作成 【補助率】1/2、定額(平成30年度まで) ため池堤体の調査→

ため池整備(豪雨・地震対策、長寿命化対 農業用施設等の整備(整備事業) 策等)、湛水防除、地すべり対策 など 【補助率】1/2、55%等

施設長寿命化計画(個別施設計画)に基 土地改良施設の補強等を行う事業を「地 づくため池の長寿命化対策を追加。

设修前

地域の実情を踏まえ、<u>地盤沈下対策事業</u> 域防災機能増進事業」として再編・整理し、 農道の防災対策を新たに追加。

改修後 の要件を拡充。

③ ため池の管理体制の強化 (体制整 ○ 使われなくなったため池の廃止等を支援 ため池の監視・管理体制の強化、二次被 害が想定されるため池の廃止 など 【補助率】1/2、55%、定額



・洪水調節のための ・ため池の整備(豪雨・地震対 ・地すべり防止施設 農村防災施設整備 地すべり対策 ・ため池の廃止、しゅんせつ **防災ダム整備** ・監視・管理体制の強化等 ·避難路、避難施設、 ・農道橋等の耐震対策、<u>S</u> 災上危険な箇所の整備 ダムの改修等 全施設の整備 等 豊道の防災対策 策、長寿命化対策等) ため池整備 の整備 ・ため池群の整備 地域防災機能増進 ・総合的な地域排 水機能の強化 農業用河川工作物 ·河川工作物 (頭首工 等)の補強・撤去 応急対策 ・耐震性向上のた めの施設整備 東灣女無 •客土、排土、区画整理 公害防除対策 •石綿管の撤去•交 •長寿命化計画策定 長寿命化対策 •施設の補修・補強 石綿管対策 1 湛水を防止するための ハザードマップの作成 •水質浄化施設の設置 の排水施設等の整備 .地域排水機能強化計 農地侵食防止のため 耐震照查、計画策定 用排水施設整備 排水機場等の整備 農地保全整備 水質保全整備 ・用排水路の分離 地盤沈下対策 画の策定

する事業の期限延長(平成34年度まで)。

- 農村地域防災減災総合計画に位置付けられていること など
- ため池整備は受益面積2ha以上かつ総事業費800万円以上、湛水防除は受益面積30ha以上かつ総事業費5,000万円以上、 土地改良施設の耐震対策は総事業費800万円以上あるいは防災受益面積30ha以上 Θ
 - なが 防災重点ため池かつ受益面積2ha以上で、整備事業の実施地区又は整備計画を策定する見込みがあること \odot

3. 実施生体

- 都道府県
 - 市町村
- 土地改良区等

農村地域防災減災事業の拡充のポイント

ため池の防災減災対策の促進

ため池長寿命化工事

事業内容の拡充

抜本的な対策の実施の順番を待つため池の小さな変状を把握し、応急対策や予防保全対策を施すため、『ため池整備事業』において、施設長寿命化計画(個別施設計画)に基づいて適切な管理が行われているため池の長寿命化を図ることを目的として実施される補修や部分改修等を支援する「ため池長寿命化工事」を追加しています。

ため池長寿命化工事の要件

施設長寿命化計画(個別施設計画)が策定さ 九ており、かつ、受益面積がおおむね2ha以上のもの(事業費要件はなし)。

ため池緊急防災体制整備促進事業

定額助成の期限延長

使われなくなったため池を廃止する「地域防災上のリスク除去」と、所有者を確定するための相続関係の調査等を行う「ハード整備の着手促進」の事業メニューについて、平成34年度主で5年間の期限延長します。

地域防災上のリスク除去の要件

- 施設が決壊した場合に下流の人家や公共施設等へ影響を与えるおそれがある等のため池で、想定被害額(農外)が500万円以しまの
- 代替となる水路等の施設整備を伴うもの
- 堤体の所有者が地方公共団体でないもの

地域防災機能の増進

地域防災機能増進事業

事業メニューの再編・整理

地域の防災機能を増進させることを目的として土地改良施設の補強等を行う「土地改良施設を施設が上地改良施設豪雨対設耐震対策事業」及び「土地改良施設豪雨対策事業」及び「土地改良施設豪雨対策事業」を、新たに創設する『地域防災機能増進事業」の事業メニューとして再編・整理することにより、より使いやすく、わかりやすい制度となるように体系を見直します(実施できる事業の内容については変更等はありません)。

また、平成29年9月の改正土地改良法の施行を踏まえ「土地改良施設耐震対策事業」を農業者からの申請によらず、地方公共団体が自ら事業を実施できる仕組みを活用できるよう法に位置付けます。

農道防災対策の拡充

農道橋などの耐震対策については、現行の「土地改良施設耐震対策事業」とは切り分け、新たに「農道防災対策工事」として、『地域防災機能増進事業』の事業メニューのひとつに位置付けます。

また、耐震対策に加え、<u>防災上の観点から必要な危険箇所の整備</u>を実施できるように事業内容を拡充します。

農道防災対策工事の要件

<u>農道防災対策の必要性が整理され</u>ており、か つ、次のいずれかに該当するもの

①総事業費がおおむね800万円以上のもの ②防災受益面積がおおむね30ha以上のもの

実態を踏まえた要件の適正化

地盤沈下対策事業

更新整備における前歴事業の要件の拡充

『用排水施設等整備事業』の「地盤沈下対策事業」で更新整備を行う際の前歴事業の要件を拡充し、昭和50年度以前に事業着手し、地盤沈下対策として整備された施設も、一定の条件を満たす場合は対象に追加します。

農業用施設等災害管理対策事業

事業メニューの移行

新設される「農業水路等長寿命化・防災減災事業」に事業メニューを移行します(平成30年度は継続地区のみ農村地域防災減災事業で実施)。

関係する事業制度の充実

農業水路等長寿命化·防災減災事業

農業の持続的な発展を後押しするため、農業生産活動の基盤となる<u>農業水利施設の機能の安定的な発揮に必要な長寿命化対策や防災</u>波災対策を機動的かつ効率的に推進します。

農業水路等長寿命化・防災減災事業の要件

長寿命化・防災減災整備計画に基づいて実施されるもので、総事業費200万円以上、受益者数2者以上、事業期間3年以内(機能を一層発揮させるための対策については、事業期間1年以内)

農業農村整備事業

土地改良施設維持管理適正化事業(公共)

【3, 312(3, 312)百万円】

- 対策のポイント —

農業水利施設の定期的な整備補修等に対し国が助成することによって、社会的資産である施設の管理の適正化を図ります。

<背景/課題>

- ・農業水利施設については、その機能を最も効率的かつ経済的に維持するため、**既存の** 施設の有効活用・長寿命化とともに、効率的な更新整備や保全管理の充実を図ること が必要です。
- ・土地改良施設維持管理適正化事業は、土地改良区等施設管理者が定期的な整備補修を 行うこととして、一定期間資金を拠出しあって対象施設の整備補修を実施するもので す。

政策目標

農業水利施設に対する管理意識の昂揚を図りつつ、適期的確な整備補修による施設の機能の保持と耐用年数を確保

く主な内容> (下線部は拡充内容)

農業水利施設の機能の保持等のため必要となる整備補修の実施

- (1) 施設の機能保持のため必要となる整備補修(オーバーホール、塗装等)や<u>高収益作</u>物の導入推進に資するための整備補修(水管理の高度化等)を実施します。
- (2) 予測し得ない事故や施設の老朽化等の理由により緊急に必要となる整備補修も実施することができます (緊急整備補修)。
- (3)農業用用排水施設への転落事故を防止するための安全管理施設(フェンス等)を計画的に整備します(安全管理施設整備〔1地区当たり事業費100万円以上〕)。

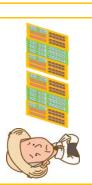
事業実施主体:全国土地改良事業団体連合会補助率:資金造成額の1/3 (事業費の30%) 事業実施者:土地改良区、土地改良区連合等

「お問い合わせ先:農村振興局土地改良企画課 (03-3502-6006)]

(施設改善対策事業) 士地改良施設維持管理適正化事業

- 産地形成を図るためには、徹底した排水対策や適期適切 な用水供給を可能とする自由度の高い配水体系の整備など、生産基盤を適切に維持管理していくことが必要。 <u>水田地域において、これまでより高収益な作物を導、</u> 0
- 入推進に資する整備補修(水管理の高度化など これらの実現のため、これまでの事業メニューに高収益作物の導 を新たに追加。 0

- メニューは、土地 利用型作物中心 の営農を想定 〇これまでの事業
- ズに対応できる事業メニューが必要 〇今後、高収益作 物の導入の推進 を目指す担い手 や農業者のニー



小〜のかりがら

- 施設改善対策事業の事業メニューに、以下のメニュー等を追加 00
 - 高収益作物の導入推進に係る要件を新設

皿 〇水門・分水エの 動化·電動化

制御盤を整備することで水量観測、開

・水門・分水工等へ水位計や簡易な

〇水管理の高度化

閉を遠隔操作できるようになり、担い 手の水需要への迅速な対応が可能

水量·水需要 ゲートの開閉

農業者の水需要に 迅速に対応するこ 動化し、担い手や 開閉を自動化・電 水門・分水工の





タ方式への更新

に応じた用水量管理が 可能 ポンプをインベータカ 式へ更新することによ 由に調節することが可 能となり、時期や作物 リ、ポンプの水量を自



農業者がスマートフォン等により 給排水量を遠隔操作(また天候や

〇給排水の自動化

生育状態に応じて給排水量を自

動制御)

X 土地改良[市町村等

- ①高収益作物の導入推進を図るための方針等を定めた土地改良施設改善計画の策定
 - ₩ 事業費200万円以上 (2)